

不 存 在 に よ る 非 公 開 決 定 通 知 書

大中総第304号  
平成25年2月7日

様

大阪市長 橋下 徹



平成25年2月4日付けの公開請求について、大阪市情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書を保有していないため、公開しないことを決定したので通知します。

公開請求書に記載された公文書の件名又は内容	大阪市が地元とする「精華小学校跡地活性化協議会」の構成団体である「精華小学校同窓会」は会則 <a href="http://www.seika-syougakkou.com/regulations/">http://www.seika-syougakkou.com/regulations/</a> で『総会は年1回とする。』となっておりますが、2009年2月17日を最後に総会は開かれておりません。活動実態のない団体を協議会メンバーとされることになった経緯をお示してください。
公開請求に係る公文書を保有していない理由	「精華小学校跡地活性化協議会」については、大阪市が設立し、運営している協議会でないため、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。
担 当	中央区役所総務課（総務グループ） （電話番号 06-6267-9625）
備 考	

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、大阪市長に対して不服申立てをすることができます。

また、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において大阪市を代表する者は、大阪市長となります。)。ただし、この決定について不服申立てをした場合には、当該不服申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該訴えを提起することができます